

協議書類は、所属決裁用と事業者保存用の2部提出とする。
事前協議結果報告書は、写しの添付とする。

様式 4

大津市

田園づくり振興課長

住所 大津市琵琶一丁目1番1号
開発者 株式会社琵琶開発
氏名 代表取締役 琵琶 太一

開発事業事前協議の各課要件に対する協議について

開発事業事前協議において貴課が付された要件に対し、次のとおり協議を了したので確認をお願いします。

記

1 事業名	開発一丁目造成 事業
2 開発地	大津市 開発一丁目字調整111番ほか4筆 並びに上記地先大津市法定外道路及び普通河川等
3 開発面積	8,000.00m ²
4 開発目的	分譲住宅用地40区画

5 付加要件	1 周辺農業関係者および関係農業組合に事業内容について十分説明し、その協議結果報告書を提出すること。 2 事業に伴い発生した問題は、事業者において解決すること。
6 措置事項	1 周辺農業関係者および関係農業組合に事業内容について十分説明し、その協議結果報告書を提出します。 2 事業に伴い発生した問題は、事業者において解決します。
7 都市計画法 第32条同意 協議の要否○	要 ・ ☒ 否 (法第32条同意協議が必要な場合は、該当項に○を記入して下さい。)
8 備 考	

上記のとおり協議が了したことを確認します。

令和 7年8月20日

大津市

田園づくり振興課長
田園 修



押印された写しを添付すること。